

成年後見用診断書（任意後見制度）の作成を依頼された医師の方へ

（和歌山家庭裁判所）

日頃から、家庭裁判所の業務に対し、ひとかたならぬ御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

1 任意後見制度について

任意後見制度とは、本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。

2 「本人情報シート」について

診断書作成の依頼を受ける際に、依頼者から、福祉関係者が作成した「本人情報シート」の提供を受けることがあります。この「本人情報シート」は、診断書を作成する医師に対し、本人の生活状況等に関する情報を提供し、医学的判断を行う際の参考としていただくためのものです。

「本人情報シート」の提供を受けた場合には、ぜひ診断の参考資料として御活用ください。なお、記載内容についてのお問合せは、「本人情報シート」の作成者にお尋ねください。

※1 診断書の作成については、「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」を御用意しております。裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/index.html>でも御覧いただけますので、御参照ください。

※2 御不明な点については、本人が実際に住んでいる所を管轄する家庭裁判所（和歌山家庭裁判所後見係(073-428-9951)、田辺支部(0739-22-2815)、御坊支部(0738-22-0006)、新宮支部(0735-22-2007)）までお尋ねください。